

有馬浄水場運転管理業務特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「有馬浄水場運転管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に規定する特記仕様書であり、本業務に適用する。

2 この業務の一般的事項は、仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本特記仕様書は、有馬浄水場管理室業務における浄水処理施設の運転管理及び必要な機器類等の日常維持管理等の委託に関し必要な事項を定めることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務実施場所)

第3条 業務の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 有馬浄水場 海老名市中河内 1767 番地
- (2) 社家導水ポンプ所 海老名市社家 4587 番地

(業務対象施設等)

第4条 業務対象施設等は、次のとおりとする。

(1) 有馬浄水場(集中監視操作施設)

- ア 建物 管理本館、送水ポンプ棟、薬品注入機室、回収池電気室
- イ 施設 着水井、急速攪拌池、フロック形成池、横流式沈でん池、傾斜板沈でん池、活性炭吸着池、中間ポンプ井、二層ろ過池、調整池、回収池、天日乾燥床、高架水槽
- ウ 設備 受変電設備、計装設備、中央監視制御設備、薬品注入設備、ポンプ設備、テレメータ設備、無停電電源設備、水質計器設備、太陽光発電設備、I T V設備、電動門扉設備

(2) 社家導水ポンプ所(遠隔監視制御施設)

- ア 建物 本館
- イ 設備 受変電設備、計装設備、監視制御設備、テレメータ設備、ポンプ設備、無停電電源設備

(3) 関連事業者

- ア 神奈川県内広域水道企業団
- イ 神奈川県城山ダム管理事務所
- ウ 相模川水系広域ダム管理事務所(宮ヶ瀬ダム)
- エ 神奈川県企業庁水道電気局相模川水系ダム管理事務所寒川取水管理所

(業務の内容)

第5条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 浄水場運転計画

- ア 要求送水量に対する社家導水ポンプ所の運転計画及び浄水場運転計画の立案補助
- イ 運転管理基準は各種マニュアルによる。

ウ 浄水量 73,900m³/日

(2) 施設（設備）の監視及び運転操作

- ア 中央監視設備及び各現場操作設備による監視及び運転操作

- (ア) 社家導水ポンプ設備機器類
- (イ) 浄水場各仕切弁
- (ウ) 薬品混和用急速攪拌ポンプ
- (エ) 薬品注入設備機器類
- (オ) フロック形成池設備機器類
- (カ) 横流式沈でん池設備機器類
- (キ) 傾斜板沈でん池設備機器類
- (ク) 活性炭吸着池設備機器類
- (ケ) 二層ろ過池設備機器類
- (コ) 調整池設備機器類
- (サ) 回収池設備機器類
- (シ) 天日乾燥床設備機器類
- (ス) 送水・中間ポンプ設備機器類
- (セ) 受変電設備、計装設備機器類
- (ソ) 太陽光発電設備機器類
- (タ) その他関連施設（設備）

- イ 神奈川県内広域水道企業団の受水監視

- (ア) 受水量、受水水質等の監視

- ウ 神奈川県内広域水道企業団社家管理事務所より伝送される各データの監視

- (ア) 取水アンモニア
- (イ) No.1、No.2 取水油膜
- (ウ) 取水低、高濁度
- (エ) 取水pH
- (オ) 取水電導率
- (カ) 取水水温
- (キ) 相模川水位
- (ク) No.1、No.2 吸水井水位
- (ケ) 取水高濁度レンジ切り替え

(3) 水処理（原水、浄水、処理水等）設備の水質監視

- ア 水質計器の監視及び巡視

毎日水質検査時のデータ確認、データ変動の報告（値の上昇、降雨時の対応等）、ろ過水濁度の管理

- (ア) 濁度計

原水低、原水高、横流式沈でん池出口、活性炭吸着池入口、活性炭吸着池出口、ろ過水、ろ過水精密、送水、送水精密、企業団水精密

- (イ) 残塩計
 - 急速攪拌池出口、横流式沈でん池出口、活性炭吸着池入口、ろ過水、調整池入口、送水、企業団受水
- (ウ) pH計
 - 原水、急速攪拌池出口、活性炭吸着池出口、送水
- (エ) 水温
 - 原水
- (オ) 色度
 - 原水、送水
- (カ) 電気伝導率
 - 原水、送水
- (キ) 粒子数
 - 活性炭吸着池出口、ろ過水
- イ 水質計器の調整及び点検（臨時での清掃、調整及び消耗部品の交換を含む。）
 - (ア) 脱泡槽及び測定槽等の清掃（原水以外は月1回以上）
 - 原水（週1回以上）、急速攪拌池出口、フロック形成池出口、横流式沈でん池、活性炭吸着池入口、活性炭吸着池出口、二層ろ過池入口、ろ過水、送水、活性炭吸着池出口精密、ろ過水精密、送水精密、企業団水精密、色度
 - (イ) 濁度計校正（原水以外は月1回以上）
 - 原水低（週1回以上）、原水高（週1回以上）、横流式沈でん池出口、活性炭吸着池入口、活性炭吸着池出口、ろ過水、送水
 - (ウ) 残塩計校正（調整池入口以外は月1回以上）
 - 急速攪拌池出口、横流式沈でん池出口、活性炭吸着池入口、ろ過水、調整池入口（週1回以上）、送水
 - (エ) pH計校正（月1回以上）
 - 原水、急速攪拌池出口、活性炭吸着池出口、送水
 - (オ) 色度計校正（3か月1回以上）
 - 送水
 - (カ) 計器故障時の部品交換
- ウ 監視魚槽内魚類による毒物等の流入監視及び監視魚水槽の管理
 - (ア) 魚類の状況把握（4時間毎）
 - (イ) 監視魚水槽の清掃（月2回以上）
 - (ウ) ハイポの作成（適時）
 - (エ) 病気、瀕死魚の隔離（適時）
- エ 水処理薬品の適正注入率の測定及び監視
 - (ア) ジャーテストによる適正PAC注入率の測定（毎日1回以上）
 - (イ) 各処理水での残塩測定（毎日2回以上）
 - (ウ) 次亜塩素酸ナトリウム（前塩）及びポリ塩化アルミニウム（PAC）の注入点での検量（月1回以上）
- オ 浄水処理工程における水質試験及び検査

- (ア) 臭気測定（原水、急速攪拌池出口水、ろ過水は毎日3回以上、その他は毎日2回以上）
 - 原水、急速攪拌池出口水、傾斜板沈でん池出口水、活性炭吸着池出口水、ろ過水、送水、企業団水
- (イ) 臭気強度測定（毎日2回以上）
 - 原水
- (ウ) 残塩測定（上記エー（イ）に含む）
 - 急速攪拌池出口水、横流式沈でん池出口水、傾斜板沈でん池出口水、ろ過水、送水、企業団水
- (エ) 色度測定（毎日1回以上）
 - 原水
 - なお、送水については臨時の測定を含む。
- (オ) 味（異臭味の有無）（毎日2回以上）
 - ろ過水、送水、企業団水
- (カ) 電気伝導率測定（毎日1回以上）
 - 原水
- (キ) 濁度手分析確認（毎日1回以上）
 - 原水
- (ク) 調査対応（データ収集等適時）
- カ 水質計器、試験機器及び薬品等の保管管理
 - 水質計器の予備品管理
- キ その他水処理施設に係る水質管理
- (4) 施設（設備）の巡視点検（1日1回以上、月次点検は月1回、週1回の社家導水ポンプ所巡視点検を含む。）
 - ア 施設（設備）の作動状況（目視、触診、異音、異臭等の確認、各ポンプ、弁のグランド調整等）
 - イ 水位計、流量計等の巡視点検
 - ウ 計器類の指示値、表示灯等の巡視点検
 - エ 高架水槽月次点検
 - オ その他指示された施設（設備）の巡視点検
- (5) 浄水処理における薬品管理（不定期購入の粉末活性炭を含む。）
 - ア 各薬品の残量管理（随時）
 - イ 各薬品の入荷時における受け入れ操作及び立会い
 - ウ 各薬品の入荷時における簡易品質試験
 - （ア）ポリ塩化アルミニウム（PAC） 比重及び液温測定による濃度測定
 - （イ）次亜塩素酸ナトリウム 比重測定
 - エ 各薬品の手配
- (6) 工事等の作業に伴う施設（設備）の操作
 - ア 工事及び直営作業等による関連施設（設備）の操作
 - （ア）別途作業委託に伴う太陽光発電設備の覆蓋開閉

- (イ) 排泥作業等に伴う各バルブ操作
 - なお、上記（ア）及び（イ）の操作を行う場合は、局職員主導のもとでその補佐を行う。
- (ウ) ろ過設備差圧計の点検及び清掃（年2回以上）
- (エ) その他
- (7) 小学生見学対応
 - ア 有馬浄水場へ来場した小学生の見学コース案内
 - イ パンフレット等の配布
 - ウ その他小学生の見学に対する対応
 - エ 見学対応については、局職員主導のもとでその補佐を行うこと。
- (8) 中央監視制御設備の維持管理
 - ア チェックシート等を用いた中央監視制御設備の機能確認及び正常な監視状況の維持
 - イ ハードウェアの目視点検
 - ウ ソフトウェアの機能動作チェック
 - エ 遠隔監視設備の目視点検
 - オ データ伝送装置の通信状況確認及び目視点検
 - カ 指示されたファイル及びデータベース管理
 - キ 消耗品管理
 - (ア) 消耗品の在庫管理（プリンターのトナー等）
 - (イ) 消耗品の交換（プリンターのトナー等）
- (9) 事故（停電、災害、水質異常等）等の対応
 - ア 事故発生時の局への報告及び局指示事項に対する対応
 - イ 事故発生時における1時間以内に有馬浄水場に技術者を派遣できる体制の確保
 - ウ 自然災害（豪雨、台風等）に備えた気象情報サービスなど独自の情報収集及び万一の場合に備えた予防体制の確保
- (10) 浄水場内管理
 - ア 入退場者管理
 - (ア) 門扉開閉施錠操作
 - (イ) 浄水場入退場者の記録
 - (ウ) I T V設備その他の方法による不審者侵入防止
 - イ 受電設備
 - (ア) 停電対応
 - ウ 火災報知器
 - (ア) 火災の確認
 - エ 150MHz 無線操作
 - (ア) 感度交換、事務連絡
- (11) 施設（設備）の障害に伴う一次対応及び簡易な修理
 - ア 施設（設備）、機器類等の障害に伴う一次対応（警報復帰、現場確認等）
 - イ その他指示された施設（設備）の障害に伴う一次対応（警報復帰、現場確認等）
 - ウ 一次対応に伴う簡易な修理

(ア) 簡易な修理とは、特殊な機器、部品等を使用しないで、受託者が勤務時間内に作業し、処置できる修理を言う。

(イ) 簡易な修理を実施した周辺については、清掃し、原状に復すこと。

(12) 連絡調整

ア 逸見総合管理センター中央管理室及び関連事業者との連絡調整

イ 局との定期（原則月 1 回）又は臨時の打ち合わせの実施と議事録の作成及び管理

ウ 技能員間の業務連絡の実施

エ 施設（設備）の異常発生時及び場内管理における不審者侵入等の発生時の局への報告

（業務上の注意事項）

第 6 条 運転管理に従事する技能員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 運転管理

ア 各種機器の用途、機能を十分に理解し、業務を適切に行うこと。

イ 業務履行に当たり、運転の効率化を図ること。

(2) 浄水場内監視

ア 浄水場内に不審者等の異常侵入がないかの監視を十分に行うこと。

イ 来場者に対しては、身元及び目的等を正確に把握することを徹底し、常に危機管理意識を持って防犯に努めること。